

身体拘束等の適正化のための指針

株式会社 ろむ
放課後等デイサービス ポコアポコ

1.目的

身体拘束は、利用者の生活の自由を制限することであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものである。利用者の尊厳と主体性を尊重し、身体拘束を安易に正当化することなく職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、身体拘束の廃止及び適正化に向けた意識を持ち、身体拘束しない支援の実施に努める。

(1) 身体拘束等禁止の規定

「指定通所支援の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という)を行ってはならない。」「やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を徹底しなければならない。」と規定されている。

(2) 緊急やむを得ず身体拘束を行う場合の3要件

- ① 切迫性：利用者などの生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が高い状況。
- ② 非代替性：身体拘束、そのほかの行動制限を行う以外に、代替できる手段がない状況。
- ③ 一時性：身体拘束、そのほかの制限が一時的なものであること。

2.身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針

支援に関わるすべての職員に対して、身体拘束の廃止及び適正化の人権を尊重した支援の励行について職員教育を行うこととする。

- (1) 定期的な教育・研修の実施
- (2) 新任者に対する身体拘束適正化研修の実施
- (3) その他必要な教育、研修の実施

3.身体拘束適正化検討委員会その他施設内の組織に関する事項

(1) 身体拘束適正化委員会の設置

当事業所では、身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(以下「身体拘束適正化検討委員会」という。)を置き、年に1回開催する。

身体拘束適正化検討委員会で検討した結果については記録し保管するとともに、従業員にその内容の周知徹底を図ることとする。

(2) 身体拘束適正化委員会の役割

身体拘束適正化委員会では、実際に発生した身体拘束等の事例の分析検討をはじめ、身体拘束等の適正化のための研修プログラム作成等を行う。

(3)身体拘束適正化策担当者の設置

当事業所では、身体拘束適正化のための担当者を置く。

4.身体拘束等発生時の対応に関する基本方針

(1)緊急やむを得ない場合であること「切迫性」「非代替性」「一時性」全てに合致していることを確認する。

(2)3要件に該当すると判断される場合でも、個々に判断せずに必ず複数(極力3名以上)の職員で検討を行い、施設長を交えて結論を出す。ご本人にとって極力負担の少ない方法を検討する。

(3)ご利用者本人やご家族に対して、身体拘束の内容、目的、理由、高速の時間、時間帯、期間等をできる限り詳細に説明し、十分な理解を得るよう努める。

契約時に身体拘束について事業所としての考え方を利用者や家族に説明し、理解を得ていたとしても、身体拘束を行う時点で、必ず個別に説明を行う。

当事業所では、説明をしてご了解を得た証として「説明書」を交付し、「同意書」に確認印をいただくこととする。両文書とも保存文書とする。

(4)身体拘束の実施後は「経過観察記録」を用いて洩れなく記録し、日々の心身の状態等の観察、拘束の必要性や方法に係る再検討を行う。また、その情報を開示し、職員、家族等関係者の間で情報を共有する。「経過観察記録」は保存文書とする。

(5)経過観察中、要件に該当しなくなった場合には直ちに解除する。仮に一時的な解除になっても解除を実施する。(元に戻ってしまうだろうという想定で拘束を続けない)解除をしたあとも経過観察は継続して行う。